

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年6月9日

京都市長 門川 大作

京都市規則第15号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

様式第42号の2注以外の部分中

「

証明に係る軽自動車又は2輪の小型自動車の車両番号	
この証明書の有効期限	

」

を

「

証明に係る軽自動車又は2輪の小型自動車の車両番号	
--------------------------	--

期限 年 月 日

」

に、

- 「
軽自動車税の滞納がないこと
軽自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるこ

と」
を「軽自動車税の滞納がないこと」に改め、同様式注1を次のように改める。

注1 道路運送車両法第62条第1項前段の規定による継続検査（以下「継続検査」という。）において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。

様式第42号の2注2中「道路運送車両法第62条第1項前段の規定による」を削り、同注3中「この証明書の有効期限の欄には」を「「期限」とは」に、「の日付が記載されています」を「において、軽自動車税の滞納がないことを証明する期限をいいます」に改める。

様式第42号の2に備考として次のように加える。

備考 軽自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものである場合は、この様式中「軽自動車税の滞納がないこと」とあるのは、「軽自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであること」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局税務部税制課)